| 包括外部監査結果報告書記載内容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性） |
| --- | --- |
| 第４　　監査の結果及び意見（府の財務事務に対する指摘） |
| 【８】出資法人への委託料の検討（指定管理者制度含む）４．意見（２）大阪府立中河内救命救急センターの効率的な運営方法を検討すべき②意見【健康医療部】 | 現状のサービス水準を維持しつつ、より効率的な運営方法を探り、府の負担を縮減することを検討すべきであるから、隣接する東大阪市立総合病院とも連携協力し、より効率的な運営を行う方策の検討が必要であると考える（意見番号45）。・財団法人大阪府保健医療財団 | 【公益財団法人大阪府保健医療財団】疾病構造の変化や救急医療の現状を踏まえ、地域の救急医療体制に不可欠な救命救急センターとして一層の医療機能の充実を図るため、平成29年度より、指定管理者を公益財団法人大阪府保健医療財団から地方独立行政法人東大阪医療センターに変更した。また、大阪府立中河内救命救急センターに勤務する職員についても、地方独立行政法人市立東大阪医療センターへ転籍を終えており、引き続き連携協力しながら、医療サービス水準の維持と、より効率的な運営を図っていく。 |